

大村市観光センター

テナント店舗募集要項

2020年8月

(一社) 大村市観光コンベンション協会

目次

I	観光センターの概要	・・・ 3
II	募集店舗	・・・ 3
III	申込要領	・・・ 3
IV	選定及び結果の連絡	・・・ 5
V	契約基本条件	・・・ 5
VI	開業前に必要な資金	・・・ 5
VII	開業後に必要な経費	・・・ 6
VIII	営業に関する事項	・・・ 6
IX	その他ご留意いただきたい事項	・・・ 7
X	お問い合わせ先	・・・ 7
	添付資料	・・・ 8

I 観光センターの概要

大村市観光センターは大村市にお越しのお客様に対しての「おもてなし」をコンセプトとした観光窓口です。

- (1)所在地 : 長崎県大村市玖島 1 丁目 43-5
- (2)規 模 : 延床面積 約 246 m² (74.4 坪) ※テラス除く
- (3)供用時期 : 2020 年 9 月以降

II 募集店舗

今回、出店者を募集する店舗区画は、以下の通りです。

- (1)募集区分
物販、飲食、サービス
- (2)募集場所
売店部分 (いなほ焼き隣)
- (3)面積
6.0m×8m 48.0 m² (14.5 坪)

III 申込要領

1. 申込資格

ご出店を希望される方又はその代表者が次のいずれか一つに該当する場合は申込をすることができません。

- (1)成年被後見人、被保佐人、未成年者
- (2)破産の宣告を受け、復権を得ない者
- (3)銀行取引停止処分を受けている者
- (4)懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わらない者
- (5)禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決確定に至るまでの者
- (6)過去 3 年以内に営業停止等の行政処分を受けた者
- (7)暴力団関係者又はその他社会的暴力活動を行う団体の関係者及びそれらの者と親交のある者

2. 申込方法

下記の提出書類を申込期限内に当協会へ、郵送か窓口にてご提出ください。

なお、申込期限終了後の提出書類の修正、差し替え、追加等は一切受付できません。

※提出書類は各1部ご提出ください。

※必要に応じて電子データもご提出いただきます。

①テナント出店応募申込書（当協会指定の様式）

②店舗概要書（当協会指定の様式）

3. 申込資格がない場合又は、提出書類に虚偽の記載がある場合は、申込は無効とします。

また出店を承諾し、建物賃貸借に関する契約を締結した後においても、申込資格がないこと又は、提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、承諾を取り消し、契約を解除します。

4. 当協会が必要だと判断した場合には、上記以外の資料提出依頼や、提出いただいた資料

について質問をさせていただくこともあります。なお、提出書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。

5. 提出書類に要する一切の費用は、申込者の負担とします。

6. 申込期限・申込書送付先

令和2年9月18日（金）必着

〒856-0834 大村市玖島1丁目45-3 （一社）大村市観光コンベンション協会

IV 選定及び結果のご連絡

1. ご提出いただいた書類により、「観光センターのコンセプトに見合った取扱品目・サービス等店舗」「お客様満足度向上への対応、独自の商品・サービス」等を総合的に勘定し選定いたします。
2. 申込期限後の選定期間中のお問い合わせには一切お答えできません。
3. 選定結果は各申込者に郵送で連絡します。
4. 選定方法、選定結果及び選定理由は一切公表せず、お問い合わせにもお答えできません。

V 契約基本条件

1. 契約

- (1)当協会と建物賃貸借に関する契約を締結していただきます。
- (2)確定後、所定の本契約を締結していただきます。

2. 契約面積

賃貸借物件の面積計算方法は、壁芯、柱芯計算によるものとし、賃貸借物件内の柱に占める部分は面積に含むものとします。なお、この面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てます。

VI 開業前に必要な資金

出店に際しては「敷金」「店舗内装工事費」「開業までの諸経費」等が必要となります。

1. 敷金

(1)金額

家賃3ヶ月分

(2)支払方法

当協会の指定する金融機関にお支払いいただくか、窓口にてお支払いください。

(3)取扱方法

敷金は契約期間中無利息でお預かりし、契約が終了した場合は賃貸借店舗の現状明渡終了後に出店者の債務を控除し返還いたします。

2. 店舗内装工事費

出店者には出店店舗造作、設備工事費をご負担いただきます。現状については添付資料(P8)をご参照ください

3. 開業までの諸経費

- (1)内装工事に必要な電気代、水道料等をご負担いただきます。
- (2)工事期間中における現場の共益費用をご負担いただきます。

4. 違約金

- (1)契約締結後、開業前に出店者のご都合で解約される場合は、お預かりした敷金を解約違約金として当協会が申し受けます。
- (2)内装工事着手後の場合は、その経費を含む現状回復の為の工事費用もご負担いただきます。

VII 開業後に必要な経費

開業後は「賃料」、「共益費」、「個別費用」等が毎月必要となります。なお、各経費は当協会が指定する日から支払い義務を負います。

1. 賃料

月額 5万円

2. 共益費

月額 1万円

内訳：廊下等共用部分の電気料、マット使用料、修繕積立

3. 個別費用

出店者が店舗内で使用する水道光熱費、空調等の個別経費は個別での支払いとなります。

VIII 営業に関する事項

1. 管理規定の遵守

- (1)出店者には、観光センターの営業という特殊性をご理解いただいたうえで、営業を実施していただきます。
- (2)当協会が観光センターの管理上必要とする指示等には従っていただきます。

2. 営業日及び営業時間

提出していただく店舗概要書に沿った営業内容をお願いします。

3. 来店者人数管理

当協会から依頼があった場合に速やかに報告できるよう、月ごとの来店者カウントを必ず行ってください。

4. BGM

店舗BGM等を使用の場合は、他店の営業妨害とならぬよう十分注意を払い、当協会の指導には必ず従っていただきます。

5. ポスター類の掲示

観光センターの品位、フロア的环境イメージを損なうようなポスター、POP類の掲示、使用は認めません。

IX その他ご留意いただきたい事項

1. 保証人

当協会との契約にあたっては当協会が承認する連帯保証人を必要とします。

2. 権利譲渡等の禁止

観光センターの営業承諾及び定期建物賃貸借契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に転貸すること又は譲渡すること若しくは担保に供することは一切禁止します。

3. 契約の解除等

当協会が定める諸規定などに違反した場合の他、共同体として秩序を乱す行為があった場合等には退店していただくことがあります。

4. 保険の加入

出店者には損害保険、家財保険に加入していただきます。

5. 定めのない事項

募集要項等に記載のない事項については、当協会の指示に従ってください。

X お問い合わせ先

(一社)大村市観光コンベンション協会 専務理事 友廣皇子
【TEL】0957-52-3605 受付時間 9:00~17:30 (水曜定休)
【e-mail】kanko@e-oomura.jp

添付資料

①現状写真



キッチンスペース



店内



入口から見た店舗



外観

※店内の見学についてはお気軽にご相談ください。事前にご連絡いただけますと助かります。
(受付時間 9時～17時30分 水曜定休)

②備品

店舗内のテーブル、椅子、エアコン等はそのままでの状態でのお渡しとなります。
必要ない備品の廃棄については新規契約者の負担となります。
また、契約後、使用中に備品が壊れた場合でも当協会では責任を負いかねます。